

令和3年度 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金
認定募集要項

令和4年1月一部改正

京丹後市では、人口減少克服・地方創生の取組みとして、大学等を卒業後に就業する方で、本市に定住し、在学中に借り入れた奨学金の返還を行う方で、次の要件を満たす方の奨学金返還支援を実施し、もって若者のふるさと回帰を促進するため、対象者を次のとおり募集します。

また、当該制度をより明確にし、活用していただくため、補助金交付要綱を次のように一部改正しましたので、お知らせします。

改正内容	補助対象者について	大学等を卒業した者（正規の修業年限以内の期間での卒業の有無は問わない）
	補助金の額について	繰上返還、滞納繰越による奨学金返還に加え、正規の修業年限を超えた期間（病気療養、留学その他やむを得ない事由による期間を除く。）の借受による奨学金返還は、対象外とする。 この場合において、正規の修業年限を超えた期間に借受けた奨学金があるときは、その返還金額を正規の修業年限に対して借受けた奨学金の額とそれ以外の奨学金の額により按分するものとする。

1 認定対象者

次の各号の要件に該当する者を募集対象とします。

- (1) 大学等^(※注1)を卒業し、正規雇用の労働契約に基づき就業している者（国家公務員又は地方公務員^(※注2)として就業している場合を除く。）、継続した労働契約の締結を前提として期間の定めのある労働契約に基づき就業し、1週間の所定労働時間が20時間以上である者又は独立して自ら事業を営む者（事業を開始している場合に限る。）
- (2) 認定申請する初年度の4月1日において、満30歳に満たない者
- (3) 認定後の届出をする前までに定住を開始し、引き続き10年以上定住する意思を有する者
- (4) 大学等の在学期間に奨学金の貸与を受け、卒業後に奨学金の返還を開始しており、かつ滞納していない者
- (5) 市税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない者
- (6) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有しない者

※注1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）をいう。

※注2 本事業は総務省の「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」を準拠しています。そのため、この制度による公務員とは特別職を含み、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受け任用されている職種（例、都道府県及び市町の会計年度任用職員など）を含みます。詳しくは担当へご照会ください。

2 支援対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- (3) 京丹後市奨学金条例（平成16年京丹後市条例第110号）に基づき、京丹後市が貸与する奨学金
- (4) 国又は地方公共団体奨学金
- (5) 大学等独自の奨学金
- (6) その他市長が認める奨学金

3 認定募集期間

令和3年8月10日（火）から令和4年3月31日（木）午後5時まで

4 支援の内容

対象経費	補助金の交付を申請する年度(以下「申請年度」という。)の前年度の10月1日から起算した1年間(以下「算定期間」という。)における各月の奨学金の返還金相当額(3万円を限度とする。)の合計額とする。 なお、交付基準日において定住期間が1年に満たない場合は、定住した日の翌月分の奨学金返還金相当分から対象経費とする。
対象外経費	繰上返還、滞納繰越、正規の修業年限を超えた期間(病気療養、留学その他やむを得ない事由による期間を除く。)の借受けによる奨学金の返還金相当額
補助金額	1月当たり3万円を限度とする。ただし、算定期間において奨学金の返還に係る他の補助金等を受けている場合にあつては、補助金の額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。(当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) また、正規の修業年限を超えた期間に借り受けた奨学金があるときは、その返還金額を正規の修業年限に対して借受けた奨学金の額とそれ以外の奨学金の額により按分するものとする。
補助期間	継続して最大10年間
補助金の交付	認定条件を確認後、実績に応じて交付

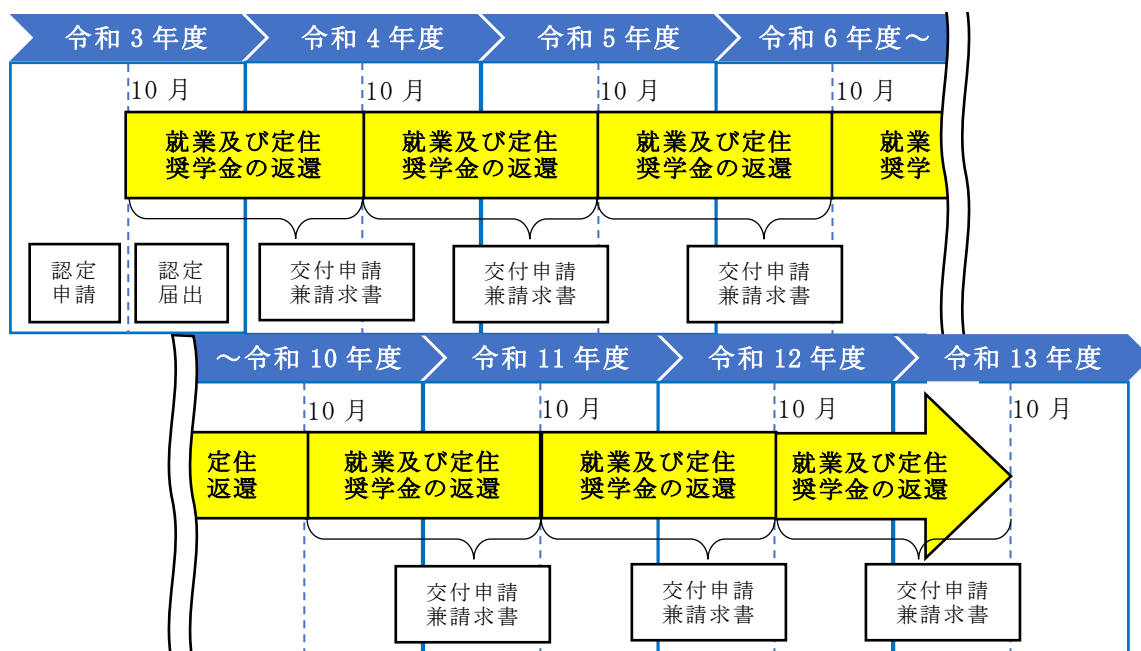
5 認定申請

次の書類を添えて、募集期間内に持参又は郵送（当日消印有効）で提出してください。提出された書類等の内容を審査の上、その結果を文書にて通知します。

- (1) 京丹後市定住促進奨学金返還支援認定申請書（様式第1号）

- (2) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
 ※日本学生支援機構は同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）にて「奨学金貸与証明書」の発行申請が必要です。
- (3) 大学等の卒業見込証明書または卒業証明書
- (4) 誓約書（様式第2号）

6 補助金交付までのスケジュール



(1) 認定届出について

認定通知書を受けた者は、市内に定住し、かつ就業等を開始したときは、その要件を全て満たした日から起算して30日以内に、次の書類を添えて認定届出を提出してください。ただし、認定申請時に提出した書類によって確認することができる場合は、省略することができます。

- ① 京丹後市定住促進奨学金返還支援認定届出書（様式第4号）
- ② 大学等の卒業証明書
- ③ 在職証明書（様式第5号）または自営業等従事申立書（様式第6号）
- ④ 住民票の写しまたは転居した事実がわかる書類

※注3 この届出をしないときは、認定を取消します。

※注4 既卒者で令和3年4月以前から定住し、条件を満たしている場合も「認定届出」の提出が必要です。

(2) 補助金交付申請兼請求書について

交付申請期間は、令和4年10月です。次の書類を添えて、1年間（1年を満たない場合は、定住した日の翌月分から）に返還した奨学金に係る

補助金の交付申請兼請求を提出してください。ただし、申請時に奨学金及び市税に滞納がある場合は、交付対象外となります。

- ① 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（様式第10号）
- ② 在職証明書または自営業等従事申立書及び確定申告書の写し
- ③ 住民票の写し
- ④ 申請年度の前年度の10月1日から起算して1年間において返還した奨学金の額がわかる書類並びに返還すべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間がわかる書類

※日本学生支援機構は同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）にて「奨学金返還証明書及び返還額証明書」の発行申請が必要です。手元に届くまで数日要しますのでお早めにご準備をお願いします。

- ⑤ 市税の完納を示す証明書

※税務課（市民局窓口）にて発行を受けてください。

6 その他

- (1) 認定内容等に変更があったときは、届出が必要です。速やかにお知らせください。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたとき、また次の事由に該当した場合は、認定を取消すとともに、すでに交付した補助金について全部または一部を返還していただきます。
 - ① 認定を辞退する申出があったとき
 - ② 奨学金の貸与が取り消されたとき（認定者の責めに帰さない場合を除く）
 - ③ 奨学金の返還が免除されたとき
 - ④ 離職により就業しなくなったとき若しくは事業等を休業したとき
 - ⑤ 市外へ転出したとき
- (3) 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱及び様式については、市のホームページ（<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/kyoikusomu/5/teijyushienshyougakukin/index.html>）からダウンロードができます。

7 提出・問合せ先

〒629-2501

京都府京丹後市大宮町口大野226番地

京丹後市教育委員会事務局 教育総務課

電話 0772-69-0610（平日8時30分から17時15分まで）

FAX 0772-68-9061

Mail kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp